

(その1)

【 令和 5 年 分 】

収 支 報 告 書

1	政治団体の名称	ふりがな いしいかずひとこうえんかい 石井和人後援会
2	主たる事務所の所在地	〒010-0201秋田県潟上市天王字棒沼台287-15
3	代表者の氏名	石井恵里子
4	会計責任者の氏名	石井洋子
	収支報告書作成担当者の氏名	石井洋子
	電話連絡先	018-893-5524

※選管受付印



※ 太枠内に必要事項を記入してください。

(※該当箇所へ☑を入れる)

政治団体の区分	
☐ 政党の支部	☒ その他の政治団体
☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体 (=政治団体以外の者が対価1千万円以上のパーティを開催した場合)	☐ その他の政治団体の支部
活動区域の区分	
☒ 秋田県内	☐ 2以上の都道府県の区域等

(※前年12月31日又は解散日現在)

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	
☒ 無	
(※以下は、「有」の場合のみ記載)	
公職の種類	(現・候)
資金管理団体の届出をした者の氏名	

(※前年12月31日又は解散日現在)

国会議員関係政治団体の区分	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項1号に係る国会議員関係政治団体	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	
公職の種類	(現・候)

資金管理団体の指定の期間

(※年途中で指定又は取消した場合のみ記入)

令和	年	月	日から
令和	年	月	日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

(※年途中で指定又は取消した場合のみ記入)

令和	年	月	日から
令和	年	月	日まで

他100

収 支 の 状 況

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額	A=B+C	十億 百万 千 円	0
(前年からの繰越額) B			0
(本年の収入額) C			0
支 出 総 額	D		0
翌年への繰越額	E=A-D		0

←前年の「翌年への繰越額」と一致

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	十億 百万 千 円	0
員数 (党費又は会費を納入した実人数)		人 0

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	十億 百万 千 円	0 (※その7①に内訳を記載)
(うち特定寄附)		(※資金管理団体のみ)
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附		0 (※その7②に内訳を記載)
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附		0 (※その7③に内訳を記載)
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)		0
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)		(※その8に内訳を記載)
イ 政 党 匿 名 寄 附		0 (※その9に内訳を記載)
合 計 (ア+イ)		0

政党(支部)以外は法人その他の団体から寄附を受けることはできません。

政治団体の本部・支部からの交付金は(その5)に計上すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

※全項目について「有」又は「無」に☑を入れる。

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

(その20)

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

(添付したものに☑をつける。)

- | | |
|--------------------------|------------------------------|
| ☐ | 1 領収書等の写し |
| ☐ | 2 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。) |

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 1 月 13 日	
政治団体の名称	石井和人後援会
会計責任者の氏名	石 井 洋 子
※ 代表者の氏名	

会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。